

歩きながら、元気と文化がすみなみ生まれる街。

新しいごみの分別 みなさんのお悩みにお答えします。

Q1 資源として回収できるプラスチックとはどのようなものですか?

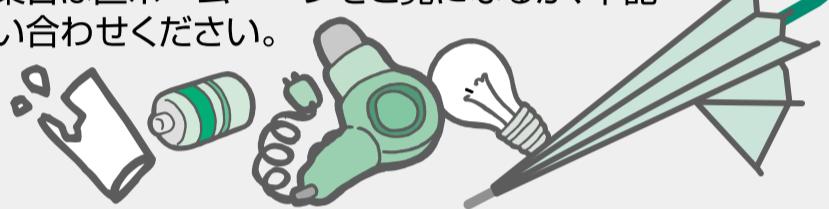
A1 商品を入れる「容器」や商品を包む「包装」で、中身の商品を出したり使ったりした後に不用になるものです。



Q2 不燃ごみとはどのようなものですか?

A2 金属、ガラス、陶磁器が対象です。プラスチック、皮革製品やゴム製品は不燃ごみではなくなりました。これまでと比べると、ごみの量がかなり減ると思います。そのため、収集回数を2週間に1回(1週おき)に変更しました。

収集日は区ホームページをご覧になるか、下記へお問い合わせください。



Q4 びんやプラスチック製容器包装の紙のシールやラベルがうまくはがれません。

A4 無理にはがさず、そのまま資源としてお出しください。

Q3 収集の曜日や回数が変わったのですか?

A3 不燃ごみだけは2週間に1回(1週おき)の収集になりました。また、古紙の回収曜日が変更になりました。地域によって収集曜日は異なりますので、ご注意ください。詳しくは下記へお問い合わせください。

びん・缶・ プラスチック	毎週1回
古紙・ ペットボトル	毎週1回
可燃ごみ	毎週2回
不燃ごみ	2週間に1回

問 清掃管理課清掃計画係

Q5 材質が同じものでも、分別の区分が違うのはなぜですか?

A5 資源として回収できる、びん、缶、古紙、プラスチック製容器包装は容器包装リサイクル法によって、製造者やそれらを使っている販売者に対してリサイクル費用を義務付けています。この制度を活用して、区では「リサイクルが義務付けられたもの」を資源とし、それ以外をごみとして分別するよう、お願いしています。

Q6 なぜ分別方法を変更したのですか?

A6 23区では最終処分場の延命化と資源の有効活用のために、プラスチックの分別方法を変更しました。杉並区では、ペットボトルやプラスチック製容器包装を資源として回収することで、ごみの減量化を図り、10年後には「ごみを限りなくゼロにする社会の実現」をめざしています。

ペットボトル回収容器の申し込み

4月からペットボトルを資源として集積所で収集しています。ペットボトル回収容器が必要な集積所には容器をお貸しします。

大きさ

底部 40cm×40cm、高さ 70cm、容量 112リットル(つぶした500mlのペットボトルが約100本あります。)

対象

容器を管理できる集積所



申し込み方法

集積所の代表者が、ハガキまたはファックス(右記記入例参照)で清掃管理課リサイクル推進係(下記申し込み先)までお申込みください。

※ 容器は代表者の住所地へ届けます。
※ 配布に日数がかかる場合があります。

申し込み先

杉並区 清掃管理課 リサイクル推進係
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
FAX 3312-2306

申込み記入例

- ① ペットボトル回収容器の申し込み
集積所代表者の
- ② 住所
- ③ 氏名
- ④ 電話番号

問 リサイクル推進係
杉並清掃事務所……………(3392)7281
杉並清掃事務所方南支所…(3323)4571

チャレンジ!

ごみ量を限りなくゼロに!

杉並区の清掃・リサイクル事業の基本的な方針や減量目標を定めた「杉並区一般廃棄物処理基本計画」(20年度～29年度)を改定しました。

問 清掃管理課清掃計画係

重点目標 ~10年後の目標~ ごみを限りなくゼロにする社会の実現

ごみをゼロにできない限り、他の自治体にある中間処理施設や最終処分場に処理を依存しなくてはなりません。このため、更なるごみの減量とリサイクルを推進し、ごみを限りなくゼロにする社会を実現します。



数値目標 家庭から出るごみを一人1日250g、4人家族で1日1kgへ!!

	18年度実績	22年度	25年度	29年度
家庭ごみ排出量	649g	430g	340g	250g
事業系ごみ排出量	—	10%減 (18年度比)	20%減 (18年度比)	30%減 (18年度比)
リサイクル率	20.7%	45%	50%	55%
総排出量	175,984t	166,000t	154,000t	128,000t

ごみ減量目標を達成したAさんは…

- 過剰包装のされていない「ばら売り」を選んでいます。
- 使い残しや食べ残し防止のためにまとめ買いは控えています。
- 生ごみは水切りして20%の減量を心がけています。
- お菓子の紙箱やダイレクトメールは雑がみとして資源に分別しています。
- プラマーク、 PETペットボトルは資源に徹底分別しています。

計画の特徴

22年度の数値目標の達成のために「短期事業展開戦略」を、25年度、29年度の数値目標の達成のために「中長期事業展開戦略」を定めました。

また、一層のごみ減量とリサイクル促進を図るために、22年度の実施を視野に家庭ごみ有料化の実施方法と戸別収集等について検討を行います。

杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例を制定しました。

区では、環境に負荷を与える象徴の一つとしてのレジ袋の使用の抑制を通じて、環境を大事にする意識を育てていきたいと考え、「杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」を4月1日に施行いたしました。

区民・事業者の皆さんには、レジ袋の使用の抑制をきっかけに、大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活習慣を見直し、資源循環型の環境にやさしいライフスタイルへの転換を図っていきましょう。

◆はじめに(条例を制定した経緯)···

区は、平成14年3月に「すぎなみ環境目的税(いわゆるレジ袋税)条例」を制定し、同年5月に「杉並区レジ袋削減推進協議会」を設立し、マイバッグ等持参率60%を目標にレジ袋削減に取り組んできました。その結果、平成17年7月時点で35.2%という全国でもっとも高い持参率になりましたが、

目標である60%を達成する見込みは困難な状況にありました。

こうした中、海外の事例や、平成19年1月に実施したレジ袋有料化実証実験により、レジ袋有料化がレジ袋の使用の抑制に有力な手段となることが確認されたため、この取組を推進することになりました。

◆条例のポイントは?···

1.レジ袋多量使用事業者(①前年度のレジ袋の使用枚数が20万枚以上②マイバッグ等持参率60%の目標が未達成③食料品等販売業の許可を得ている、以上の①②③を満たす事業所を有する事業者)は、平成21年度までに目標を達成するため、レジ袋有料化等計画書を対象事業所ごとに作成し、平成20年6月30日までに、区長に提出しなければならないことです。(②については、規則で定める。)

2.レジ袋有料化等計画書を提出した事業者は、目標を達成するため、レジ袋有料化等計画書に基づき、対象事業所等において、レジ袋有料化

等の取組を行わなければならないことです。(条例第7条)

3.区は、計画書を提出しない事業者、虚偽の記載をした事業者、立入調査を拒んだりした事業者、また、レジ袋有料化等の取組が著しく不十分な事業者に勧告を行い、勧告に従わない事業者を公表することができます。ただし、レジ袋有料化等の取組が著しく不十分な事業者については、環境清掃審議会の意見を聴いて、公表することができるようになっています。(条例第15条・第16条)



問 清掃管理課ごみ減量推進係

旧料金の事業系有料ごみ処理券をお持ちの方へ

問 清掃管理課管理係

4月1日から、事業系有料ごみ処理券の料金が変わり、新しい券になりました。事業系ごみを区の収集に出す場合は家庭ごみとは分別し、必ず新しい事業系有料ごみ処理券(シール)を貼ってお出しください(事業系のごみには、びん・缶・古紙・ダンボールなどの資源ごみも含まれ、これらの処理には全て廃棄物処理手数料がかかります)。ごみ処理券(シール)が貼られていない場合は、ごみの収集を行うことはできません。

旧料金の事業系ごみ処理券が残った場合は、新料金との差額をお支払いの上、同じリットルの新しい券との交換をいたします。券の交換は、区役所清掃管理課、杉並清掃事務所、杉並清掃事務所方南支所で受付します。



券種	旧料金	新料金	差額
小・10リットル券(1セット10枚)	540円	610円	70円
中・20リットル券(1セット10枚)	1,080円	1,220円	140円
大・45リットル券(1セット10枚)	2,430円	2,740円	310円
特大・70リットル券(1セット5枚)	1,890円	2,135円	245円